

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋  
 静岡県の公立小・中学校の実態

(義務教育課)

県内の公立学校数及び児童生徒数（政令指定都市を含む）

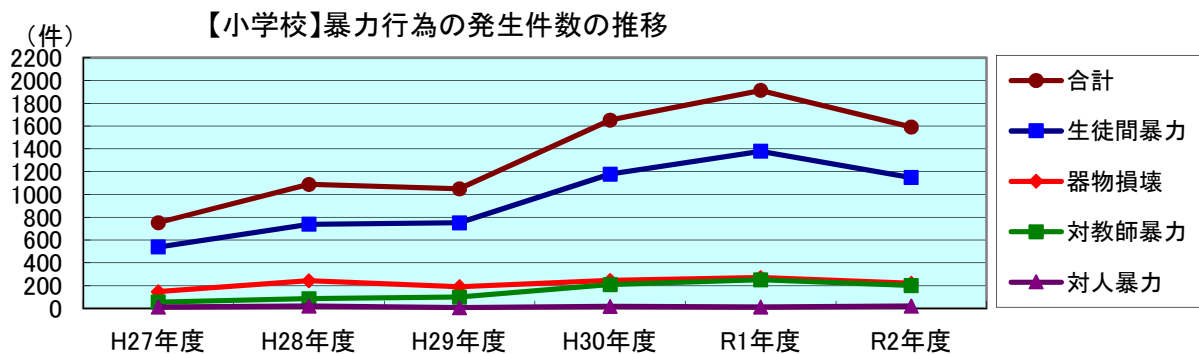
校種／項目	学校数	児童生徒数
小学校	501校	184,695人
中学校	263校	91,795人

1 暴力行為の状況

本調査より、学校管理下・学校管理下以外の区分が無くなり、発生件数に統合されたため、本報告は遡って発生件数を掲載した。

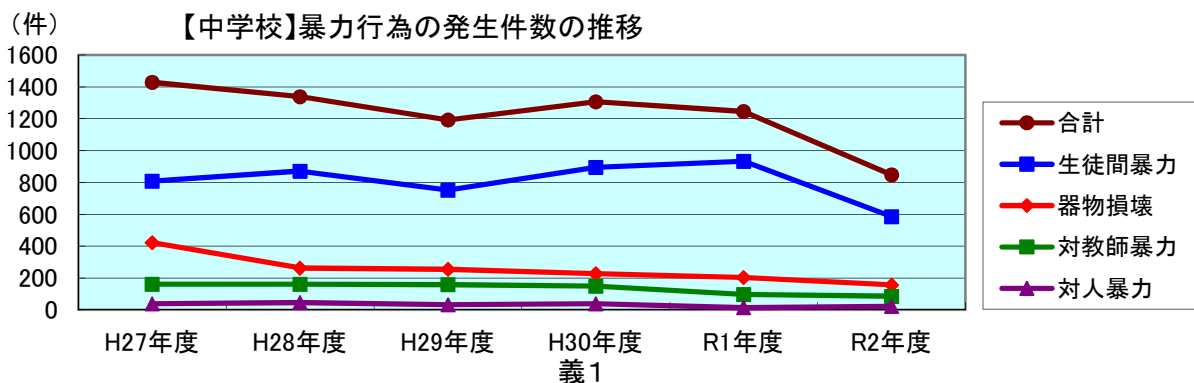
(1) 小学校、発生件数の推移

形態	27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	55	7.3	85	7.8	99	9.4	211	12.8	251	13.1	202	12.7
生徒間暴力	539	71.6	738	67.9	753	71.7	1179	71.4	1379	72.1	1149	72.2
対人暴力	11	1.5	20	1.8	7	0.7	16	1.0	13	0.7	19	1.2
器物損壊	148	19.7	244	22.4	191	18.2	246	14.9	270	14.1	221	13.9
合計	753		1,087		1,050		1,652		1,913		1,591	



(2) 中学校、発生件数の推移

形態	27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	160	11.2	160	12.0	157	13.2	148	11.3	97	7.8	85	10.0
生徒間暴力	808	56.6	870	65.0	750	62.9	894	68.4	933	74.9	585	69.0
対人暴力	38	2.7	45	3.4	32	2.7	38	2.9	13	1.0	22	2.6
器物損壊	422	29.6	263	19.7	254	21.3	227	17.4	203	16.3	156	18.4
合計	1,428		1,338		1,193		1,307		1,246		848	



## 2 いじめの状況

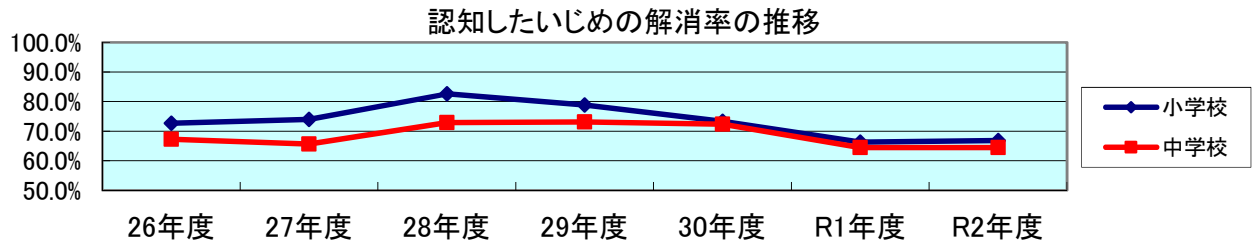
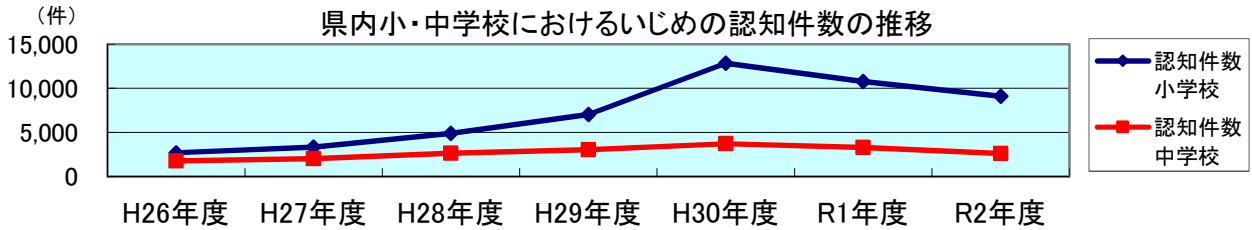
### (1) 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(件)

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
認知件数	小学校	2,696	3,347	4,893	7,029	12,835	10,766	9,092
	中学校	1,781	2,019	2,654	3,052	3,722	3,295	2,617
	計	4,477	5,366	7,547	10,081	16,557	14,061	11,709
解消率	小学校	72.7%	74.0%	82.6%	78.8%	73.3%	66.3%	66.9%
	中学校	67.3%	65.6%	72.9%	73.1%	72.3%	64.4%	64.5%



※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (2) 指導後のいじめの状況

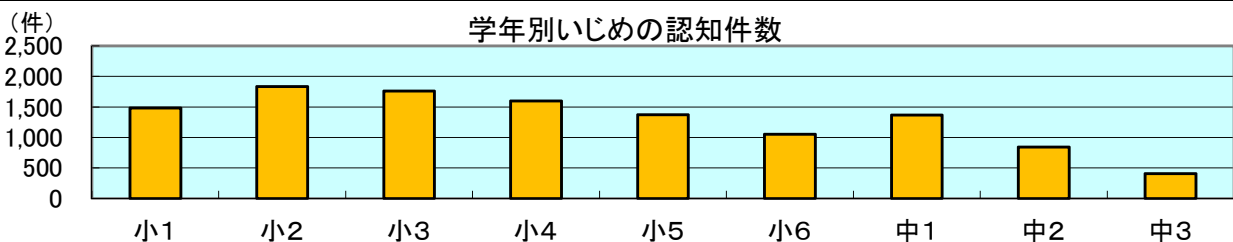
(件)

	小学校				中学校			
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
解消している	5,537	9,414	7,139	6,080	2,231	2,691	2,123	1,687
解消に向けて取組中	1,376	2,925	3,612	3,008	812	990	1,153	918
その他	116	496	15	4	9	41	19	12

### (3) 学年別いじめの認知件数

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R1年度	1,506	2,155	2,038	1,907	1,792	1,368	1,636	1,090	569
R2年度	1,482	1,831	1,759	1,597	1,371	1,052	1,366	843	408



## (4) いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	小学校		中学校	
	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度
学級担任が発見	704	547	265	238
学級担任以外の教職員が発見	126	121	120	111
養護教諭が発見	12	13	16	16
スクールカウンセラー等の相談員が発見	8	3	6	8
アンケート調査など学校の取組により発見	6,380	5,809	1,112	887
本人からの訴え	1,518	1,074	980	802
本人の保護者からの訴え	1,405	1,090	498	358
他の児童生徒からの情報	364	254	180	137
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	222	166	107	52
地域の住民からの情報	6	6	5	3
学校以外の関係機関からの情報	18	5	3	3
その他	3	4	3	2
計	10,766	9,092	3,295	2,617

## (5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	小学校		中学校	
	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	5,975	5,023	2,250	1,728
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,394	1,078	410	264
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	2,847	2,465	417	343
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	626	406	158	107
金品をたかられる	68	46	34	32
持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	623	421	151	113
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	790	681	177	152
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	84	115	180	225
その他	833	640	156	115
計	13,240	10,875	3,933	3,079

## (6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	484	96.6%	482	96.2%	258	97.7%	254	96.6%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	338	67.5%	289	57.7%	169	64.0%	173	65.8%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	484	96.6%	473	94.4%	246	93.2%	243	92.4%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。	277	55.3%	223	44.5%	162	61.4%	137	52.1%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	436	87.0%	424	84.6%	246	93.2%	240	91.3%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	329	65.7%	339	67.7%	200	75.8%	204	77.6%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	410	81.8%	433	86.4%	213	80.7%	216	82.1%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	109	21.8%	65	13.0%	67	25.4%	46	17.5%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	76	15.2%	94	18.8%	86	32.6%	72	27.4%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	314	62.7%	288	57.5%	196	74.2%	189	71.9%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	396	79.0%	398	79.4%	210	79.5%	211	80.2%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	501	100.0%	500	99.8%	264	100.0%	263	100.0%

## (7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率
アンケート調査の実施	501	100.0%	501	100.0%	264	100.0%	263	100.0%
個別面談の実施	418	83.4%	384	76.6%	250	94.7%	242	92.0%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	237	47.3%	242	48.3%	256	97.0%	241	91.6%
家庭訪問	224	44.7%	139	27.7%	168	63.6%	114	43.3%
その他	33	6.6%	33	6.6%	26	9.8%	18	6.8%

### 3 長期欠席（不登校等）の状況

#### (1) 小・中学校の不登校（年間30日以上欠席者）の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
小学校	1,067	1,214	1,435	1,706	1,981	2,056
県割合	0.55%	0.63%	0.75%	0.90%	1.05%	1.11%
国割合	0.42%	0.48%	0.54%	0.70%	0.83%	1.00%
中学校	3,176	3,392	3,612	3,984	4,300	4,321
県割合	3.22%	3.49%	3.78%	4.28%	4.68%	4.70%
国割合	2.83%	3.01%	3.25%	3.65%	3.94%	4.09%
計	4,243	4,606	5,047	5,690	6,281	6,377

※不登校に関する留意点  
 ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。  
 ・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること。（「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より）

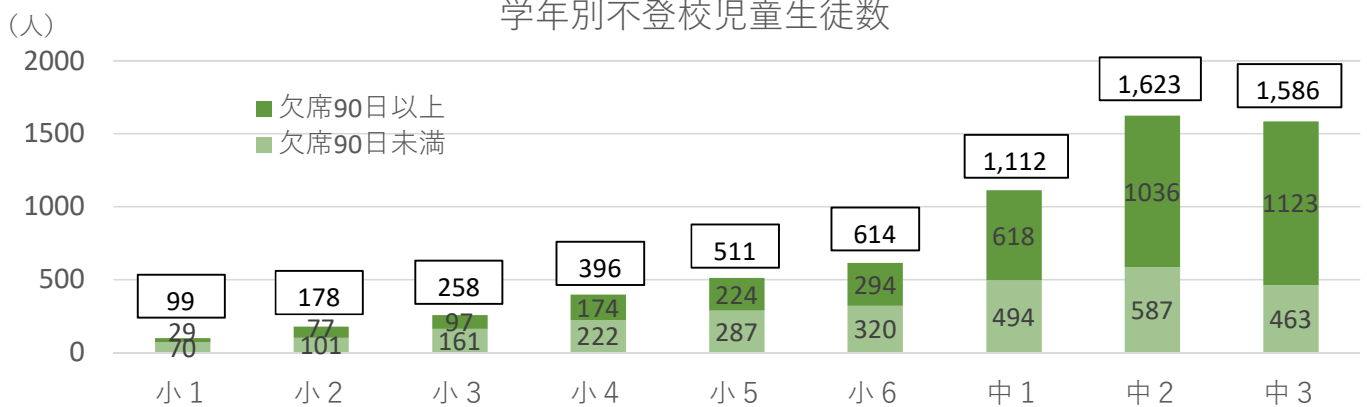
#### (2) 学年別不登校児童生徒数

※表内の数は人数（ ）内は新規不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R2年度	99	178(110)	258(161)	396(203)	511(273)	614(297)	1,112(708)	1,623(624)	1,586(399)
R1年度	113	160(111)	303(193)	336(189)	488(256)	581(277)	1,178(826)	1,506(617)	1,616(411)

#### (3) 小・中学校における理由別長期欠席者数

区分	在籍児童生徒数	理由別長期欠席者数								合計
		病気	経済的理由	不登校			新型コロナウイルスの感染回避	その他		
				うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者				
小学校	184,695	293	3	2,056	895	186	68	169	325	2,846
中学校	91,795	405	1	4,321	2,777	822	279	87	149	4,963
計	276,490	698	4	6,377	3,672	1,008	347	256	474	7,809



#### (4) 不登校児童生徒への指導結果状況

区分	小学校				中学校			
	R1年度		R2年度		R1年度		R2年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒	416	21.0%	431	21.0%	935	21.7%	882	20.4%
指導中の児童生徒	1,565	79.0%	1,625	79.0%	3,365	78.3%	3,439	79.6%
計	1,981		2,056		4,300		4,321	

(5) 不登校の要因

		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	問題 人 係 を め 除 く 友	い じ め を め 除 く 友	教 職 員 と の 関 係	学 業 の 不 振	進 路 に 係 る 不 安	忘 活 動 等 へ の 適 部	ク ラ ブ 活 動 不 適 部	学 校 の き ま り 等	適 応 不 入 学 編 入	学 校 の 急 激 な 生 活 環 境	家 庭 の 急 激 な 生 活 環 境		親 子 の 関 わり 方
小学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	4	116	20	91	3	0	7	47	68	323	36	175	978	188
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	12	112	42	186	5	0	14	65	82	364	68	229	323	
中学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	5	552	38	297	28	26	38	196	176	327	117	215	1890	416
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	9	330	61	532	82	46	52	155	129	496	158	287	605	